

## 地域部活動指導者募集要領

### 1 目的

これまで学校教育の一環として行われてきた中学校の部活動については、令和5年度から令和7年度を目途に休日の部活動を地域移行（中学校の部活動として確保されてきたスポーツ・文化活動の提供について、地域でスポーツ・文化活動に親しめる環境を整備し、地域の活動として地域人材等が担うことをいう。以下同じ。）し、その後段階的に平日も含めた全ての部活動を地域移行することとされている。総社市立中学校においても地域移行を進めるため、令和5年度以降に段階的に中学校教員ではない者を指導者として配置することを予定している。

そのため、地域部活動指導者名簿（以下「指導者名簿」という。）を作成するとともに、指導者名簿の中から指導者を選任することとする。本要領では、指導者を希望する者の募集について、必要な事項を定める。

### 2 職務

指導者は、総社市及び総社市教育委員会の運営方針に基づき、主に次に挙げる業務を継続的に行う。

- (1) 技術指導
- (2) 青少年の健全育成に係る指導
- (3) 学校外での活動（大会、練習試合等）に係る生徒の引率
- (4) その他、校長が必要と認めるもの

### 3 応募要件

次の(1)から(4)までに掲げるいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事項に該当せず、かつ、過去に該当したことがない者
- (2) 青少年の健全育成に十分な理解を有し、20歳以上の者
- (3) 総社市及び総社市教育委員会の指導方針に則った指導が可能である者
- (4) 以下のいずれかに該当する者
  - ① 過去に小学校、中学校、高等学校、義務教育学校又は中等教育学校で教員をしていた者又は当該学校の教員免許を有している者で、指導しようとする競技の指導経験又は競技経験がある者
  - ② プロスポーツチーム又は実業団で競技経験がある者
  - ③ プロスポーツチーム又は実業団で指導経験がある者
  - ④ 中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、大学、大学院、高等専門学校又は専門学校で部活動等の指導経験のある者
  - ⑤ 大学、大学院、高等専門学校又は専門学校に在籍している学生
  - ⑥ その他、総社市の各種スポーツ団体、総社市の各種文化芸術団体又は総社市立中学校から推薦がある者

#### 4 募集期間

令和4年10月3日（月）から随時

※ ただし、令和5年度年度当初から指導を開始する指導者は、令和4年11月30日（水）までに応募があった者から選任する（郵送の場合必着。）。それ以降に応募があった場合は、応募者と相談の上、指導開始日を決定する。

#### 5 募集する部活動

現在の総社市立中学校に設置されている部活動（別紙1参照）に限る。ただし、今後、新しい部活動を設置する場合もある。

#### 6 手続きの流れ

##### （1）指導者名簿の登録申請の方法

○ 登録申請書（様式1）を記入し、推薦書がある場合は様式2を、追加書類がある場合は書類のコピーを添付（メール送付の場合はPDFファイルに変換のうえ添付。）のうえ、以下のアドレスへメールで送付、郵送又は窓口へ持参する。〈応募先〉

##### （1）メール送付の場合

次のアドレスに送付すること。ただし、件名は「地域部活動指導者登録申請（申請者のお名前）」とし、メール送付後に電話すること。

- ・メールアドレス：sports@city.soja.okayama.jp
- ・電話：0866-92-8367

##### （2）郵送の場合

次の宛先に郵送すること。

- ・宛先：岡山県総社市中央1-1-1

総社市役所スポーツ振興課内 地域部活動準備委員会事務局 あて

##### （3）窓口へ持参する場合

総社市役所スポーツ振興課（保健センター3階）へ持参すること。ただし、年末年始を除く平日8:30～17:00までに限る。

##### （2）登録申請後の流れ

○ 選考委員会による応募者のヒアリングを実施したうえで、地域部活動指導者名簿に登録する。

※追加書類の提出を求める場合がある。

○ 指導者名簿の登録者情報を市内各中学校と共有し、学校の配置希望等の条件に合致する者に対して、校長、指導希望のある部活動顧問その他の教職員との面談を行う。

○ 面談の結果、指導者への任命が決定した場合は、校長からの内申をもとに、総社市が任命する。任命後、総社市及び総社市教育委員会による研修を行う。

## 7 登録内容の変更及び取り消し

- (1) 指導者名簿に登録の有効期間は、登録された日の属する年度の翌年度から3年間とする。
- (2) 指導者は、指導者名簿の登録後、内容に変更があった場合又は指導者として活動できない事由が生じたため指導者名簿の登録の取り消しを希望する場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。
- (3) 事務局は、指導者が以下①から③までのいずれかに該当する場合、当該指導者を指導者名簿の登録から取り消すことができる。
  - ① 登録申請書及び追加書類に虚偽があった場合
  - ② 「3 応募要件」に定める要件に該当しなくなった場合
  - ③ その他指導者として不適格であると判断できる事由があった場合

## 8 勤務条件等について

指導者の勤務条件、身分、服務及び任命の手続きについては、別に定める。

なお、令和4年10月3日時点では以下の内容を予定しているが、国及び岡山県の来年度予算等が未定であることから、変更する可能性がある。

### (1) 身分

指導者の身分は、以下A又はBのうち、指導者の希望に応じて決定する。

A 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

B ボランティアスタッフ

※市職員の身分を有さないが、報酬は支払う。

### (2) 勤務条件

#### ① 報酬額

- ・時間給1,600円とする。

#### ② 勤務時間

- ・土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間中における部活動時間中
- ・平日における授業開始前及び授業終了後の部活動時間中

#### ③ その他の事項は、総社市会計年度任用職員に準ずるものとする。

## 9 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 取得した個人情報は、地域部活動指導者に関する業務以外では使用しない。
- (4) 指導者の配置は、指導者名簿に登録された者の中から学校の配置希望等に応じて決定するものであり、指導者名簿へ登録されても、指導者として配置されない場合がある。